

生 企 第 2 7 6 号  
令和元年11月18日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部改正について（通達）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号。以下「地方分権一括法」という。）第11条の規定により、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）の一部が改正され、火薬類の譲受けにおいて都道府県公安委員会の許可が不要となる場合として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第14条の2第8項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等であって装薬銃を使用するものが、鳥獣の捕獲をする目的で内閣府令で定める数量以下の火薬類を譲り受ける場合が追加された（火取法第50条の2第1項により読み替えて適用される第17条第1項ただし書及び同項第3号関係）。

そこで、今般、この場合における数量を定めるため、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第39号）により、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41総理府令第46号。以下「内閣府令」という。）が改正されたが、その背景及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 背景

平成28年地方分権改革に関する提案募集において、一部の地方公共団体から「鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受けについて、許可を要しないこととすべき」との提案がなされたことを受け、その規制の在り方についての検討等を行った結果、地方分権一括法による火取法の改正に至ったもの。

### 2 概要

#### (1) 内閣府令第4条の改正

内閣府令第4条において、火薬類の譲受けにおいて都道府県公安委員会の許可が不要となる場合の数量が定められているところ、鳥獣保護管理法第14条の2第8項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等であって装薬銃を使用するものが、鳥獣の捕獲をする目的で火薬類を譲り受ける場合の当該数量は、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計600グラム以下、銃用雷管300個（このうちラ

イフル銃用雷管については50個)以下又は実包300個(このうちライフル銃用実包については50個)以下となった。

(2) 内閣府令第12条

火取法第50条の2第1項の規定により読み替えて適用される第25条第1項ただし書の規定により、内閣府令で定めるものの用に供するため内閣府令で定める数量以下の火薬類を消費する場合は、都道府県公安委員会の許可が不要とされ、その用途及び数量は内閣府令第12条各号に定められているところ、この用途及び数量の1つとして、同条第2号において、火取法第17条第1項第3号に規定する者が、鳥獣の捕獲(殺傷を含む。)又は駆除の用に供するために消費する場合には、1日に実包又は空包合計100個以下と定められている。

地方分権一括法による火取法の改正により、火取法第17条第1項第3号に規定する者に、鳥獣保護管理法第14条の2第8項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等が追加されたことから、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等が、鳥獣の捕獲(殺傷を含む。)又は駆除の用に供するために火薬類を消費する場合も、本規定の対象となる。

3 施行期日

地方分権一括法の火取法改正関係に係る規定の施行の日(令和元年12月7日)

4 参考資料

別添1(令和元年6月7日付け官報の写し)

別添2(火取法の新旧対照表)

別添3(令和元年11月7日付け官報の写し)

別添4(内閣府令の新旧対照表)

担当 生活安全企画課  
営業・危険物係

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条・第二条)
- 第二章 総務省関係(第三条)
- 第三章 文部科学省関係(第四条―第八条)
- 第四章 厚生労働省関係(第九条・第十条)
- 第五章 経済産業省関係(第十一条)
- 第六章 国土交通省関係(第十二条・第十三条)

附則

第一章 内閣府関係

(健康増進法の一部改正)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。

第二十九条第二項中「準用する。」を、「それぞれ準用する。」に、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条

第一項を「同条第一項」に、「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次

条第二項において準用する第二十六条第六項」を、「貯蔵施設」に改める。

第三十四条中「第二十六条第二項」を削る。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する

法律(平成二十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「五年間」を「十年間」に改める。

第二章 総務省関係

(地方独立行政法人法の一部改正)

第三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九条の四の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付け)

第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む)の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図る

ために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属す

る土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために

現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることが

できる。

第二百二十三条第一項中「第七十九条の四」の下に、「第七十九条の五」を加える。

第三章 文部科学省関係

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五年」を「十年」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一

項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を

管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市

町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に關

するものは、その長が行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号

の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第七条第一項中「所掌事項」を「所掌」に、「利用し」を「利用すること」に改め、同条第二項中

「教育委員会」の下に「特定地方公共団体」にあつては、その長又は教育委員会」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管

に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当

該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会

の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、

当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に關

して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

第二十八条中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び

廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一

項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長」

を加える。

第三十条第一項中「教育委員会」の下に「特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、

当該市町村の長」を加える。

第四十条第一項中「市町村の教育委員会」を「当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、

当該市町村の長)に改める。

(図書館法の一部改正)

第六条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「教育委員会」を「教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十

一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、

管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項に

おいて「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会」に改

める。

第十三条第一項中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に關

する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)

にあつては、当該特定地方公共団体の長」を加える。

第十五条中「教育委員会」の下に「特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方

公共団体の長」を加える。

〔博物館法の一部改正〕

第七條 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。第十九条中「教育委員会」の下に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長、第二十一条において同じ。」を加える。

第八條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む）。

第三十二条ただし書中「第二十三条第一項」を「特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項に、「事務」を「もの」に改める。

第四章 厚生労働省関係

第九條 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。第三十四条の八の二第二項中「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」を削る。

第十條 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。第一百五十五条の三十二第二項第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「次号」を「第五号」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む）が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在するもの 中核市の長

第九十七條第三項中「地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）を「中核市」に改める。

第五章 経済産業省関係

第十一條 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。第十七條の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第一項第三号中「者」の下に「若しくは同法第十四條の二第八項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第九項の規定により当該都道府県等を同法第九條第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第八項に規定する従事者証の交付を受けた者）」を加え、同条第二項中

「譲受」を「譲受け」に、「その他」を、「その他」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に、「提示した」を「提示した」に改め、同条第六項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第七項中「書換」を「書換え」に改め、同条第八項中「具して」を「付して」に改める。

第五十條の二第二項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六條 国土交通省関係

第十二條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。

第十三條 建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「二年」の下に「都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六條（別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の項の改正規定に限る。及び第八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第四条、第九条及び第十二條の規定並びに附則第五條及び第六條（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日

Table with 2 columns: 都道府県知事, 都道府県公安委員会. Rows include 第十七條第一項各号列記以外の部分, 第四項、第七項及び第八項, 第二十五條第一項及び第四項, 第十七條第一項各号列記以外の部分, 第四項、第七項及び第八項, 第二十五條第一項から第三項まで並びに第二十五條第一項から第三項まで.

2 第四号施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新介護保険法の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新介護保険法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

（放課後児童健全育成事業に関する検討）

第五条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百号）の項を削り、同表健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項中「第二十六条第二項」を削る。

（文化芸術基本法の一部改正）

第七条 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

（健康増進法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に、「」を削り、同法第二十九条第二項の改正規定中「の」を「を」に改め、「の」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」及び「」、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と「を削り」を削る。

附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定中「第二十六条第二項及び」及び「第四十三条第二項及び」を削る。

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	石田	真敏
文部科学大臣	柴山	昌彦
厚生労働大臣	根本	匠
経済産業大臣	世耕	弘成
国土交通大臣	石井	啓一

○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（譲渡又は譲受けの許可）</p> <p>第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む）。以下この号において同じ。）をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）若しくは同法第十四条の二第八項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあっては、同条第九項の規定により当該都道府県等を同法第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第八項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>四〇六（略）</p> <p>2 都道府県知事は、譲渡又は譲受けの目的が明らかでないとき、その他</p>	<p>（譲渡又は譲受の許可）</p> <p>第十七条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む）。以下この号において同じ。）をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>四〇六（略）</p> <p>2 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡</p>

譲渡又は譲受けが、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

4 (略)

5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号のいずれかに該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を提示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、一年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受けに必要であると認めて定めた期間とする。

7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換えを受けなければならない。

8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。

9 (略)

(猟銃用火薬類等の特則)

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃に専ら使

又は譲受けが、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。

4 (略)

5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号の一に該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を呈示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、一年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受けに必要であると認めて定めた期間とする。

7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換えを受けなければならない。

8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を具して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。

9 (略)

(猟銃用火薬類等の特則)

第五十条の二 実包又は政令で定める火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定するけん銃等又は猟銃にもつぱ

用されるものについての第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

第十七条第一項各号列記以外の部分、同項第三号、第四項、第七項及び第八項、第二十四条第四項並びに第二十五条第一項及び第四項	経済産業省 令	内閣府令
第十七条第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項から第三項まで	都道府県知事	都道府県公安委員会

2 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行い、又は銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が当該許可に係る用途に関して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。

ら使用されるものに関しては、第十七条（第一項第四号を除く。）、第二十四条及び第二十五条中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は政令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様とする。

2 前項の規定は、製造業者若しくは販売業者が業務のため行ない、又は銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第二号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る用途に関して行なう譲渡、譲受け、輸入又は消費については、適用しない。



○内閣府令第三十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、及び火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第五十条の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項第三号の規定に基づき、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十一月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(無許可譲受数量)</p> <p><b>第四条</b> 法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間（当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証に記載されている有効期間）又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間（当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証に記載されている実施期間）につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。</p>	<p>(無許可譲受数量)</p> <p><b>第四条</b> 法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録又は鳥獣を捕獲することの許可（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。</p>

附則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月七日）から施行する。

○ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）

<p>改正後</p>	<p>(無許可譲受数量)</p> <p>第四条 法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間（当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証に記載されている有効期間）又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間（当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証に記載されている実施期間）につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。</p>
<p>改正前</p>	<p>(無許可譲受数量)</p> <p>第四条 法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録又は鳥獣を捕獲することの許可（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。</p>